

第4回二次性副甲状腺機能亢進症に対するPTx研究会 役員会議事録

2012年9月15日 8:20-8:50
済生会熊本病院 外来がん治療センター4F
コングレスルームにて

- 1) 第5回(2013年)学術集会開催概要については当番世話人を名古屋第二赤十字病院 富永芳博とし、2013年9月28日(土)場所:ウインク愛知にて開催することとする。
(第46回日本甲状腺外科学会学術集会9月26日(木)27日(金)との併設)
また第6回(2014年)学術集会については当番世話人を安永親生先生(済生会八幡総合病院)とする。
- 2) 世話人の川西秀樹先生(土谷総合病院)より世話人ご退任の意向あり、承認された。
また会則第四章役員第9条「世話人および監事は65才定年制とする」に基づき、監事岩元則幸先生(桃仁会病院)が退任となったが、今後は特別会員としてご指導頂くことが承認された。また新規役員については、監事として久木田和丘先生(札幌北楡病院)が、世話人として新宅究典先生(土谷総合病院)と橋本哲也先生(桃仁会病院)が、新規スーパーバイザーとして都築豊徳先生(名古屋第二赤十字病院)が、それぞれ推薦され、承認された。
- 3) レジストレーションワーキンググループより活動報告として①2011年度のPTx件数について②PTx症例の登録制度の現状について、報告がなされた。これらデータについて本研究会役員は自由に使用できることとする。(詳細はHP <http://2hpt-japs.jp/>に掲載)
- 4) 会計報告を会計代理として富永が行い、23年度会計報告および24年度予算案が報告された。また技術の継承と人材の育成を目的とし、名古屋第二赤十字病院等世話人施設での手術見学を随時募集し、参加希望者には人数を限定し宿泊交通費に対する助成を行うこととする。

以上

(文責: 富永 芳博)

二次性副甲状腺機能亢進症に対する PTx 研究会
(Parathyroid Surgeons' Society of Japan)

会則

平成24年9月現在

第一章 総 則

- 第 1 条 本会は「二次性副甲状腺機能亢進症に対するPTx研究会 (Parathyroid Surgeons' Society of Japan)」と称する。
- 第 2 条 本会の運営及び企画は世話人会、事務局により執り行うものとする。
- 第 3 条 本会は事務局を「〒466-8650 名古屋市昭和区妙見町2番地9、名古屋第二赤十字病院 移植・内分泌外科」内に置く。

第二章 目的および事業

- 第 4 条 本会は腎不全に合併する二次性副甲状腺機能亢進症例に対する副甲状腺摘出術の技術の研鑽と普及、臨床研究の実施ならびに会員相互の情報交換を図ることを目的とする。
- 第 5 条 本会は前条の目的を達成するために以下の事業を行う。
- 1) 学術集会の開催
 - 2) PTx 症例の登録業務
 - 3) その他、本会の目的に沿った事業

第三章 会 員

- 第 6 条 本会の会員は、顧問、代表世話人、世話人、監事、事務局・会計、副甲状腺摘出術に携わる医師、コメディカルならびに学術集会の参加者とする。

第四章 役 員

- 第 7 条 本会を運営するため、役員として顧問、代表世話人、世話人、監事および事務局を置く。
- 第 8 条 顧問、代表世話人、世話人、監事及び事務局の選出は世話人会で審議するものとする。
- 第 9 条 世話人および監事は65才定年制とする。

第10条 役員については以下の通りとする。

顧問	大平 整爾	(札幌北クリニック)
	秋澤 忠男	(昭和大学)
	深川 雅史	(東海大学)
代表世話人	富永 芳博	(名古屋第二赤十字病院)
世話人	一森 敏弘	(たまき青空病院)
	伊藤 和行	(松江赤十字病院)
	大田 和道	(高知高須病院)
	小野寺 一彦	(札幌北楡病院)
	角田 隆俊	(東海大学)
	門倉 義幸	(昭和大学横浜市北部病院)
	菊地 廣行	(仙台社会保険病院)
	桑原 守正	(東徳島医療センター)
	児島 康行	(井上病院)
	澁谷 浩二	(住吉川病院)
	新宅 究典	(土谷総合病院)
	武本 佳昭	(大阪市立大学)
	田中 克浩	(川崎医科大学)
	土田 健司	(川島病院)
	中村 道郎	(東海大学)
	沼野 正浩	(掛川市立総合病院)
	橋本 哲也	(桃仁会病院)
	日比 八東	(藤田保健衛生大学)
	矢島 愛治	(Indiana University)
	安永 親生	(済生会八幡総合病院)
	渡邊 紳一郎	(済生会熊本病院)
監事	久木田 和丘	(札幌北楡病院)
事務局	稲熊 大城	(名古屋第二赤十字病院)
特別会員	岩元 則幸	(桃仁会病院)
スーパーバイザー	田原 英樹	(大阪市立大学)
	都築 豊徳	(名古屋第二赤十字病院)
会計	高木 茂樹	(名古屋第二赤十字病院)

(敬称略、五十音順)

第五章 学術集会

第11条 本会は、原則として年1回学術集会を開催し、代表世話人および当番世話人が開催を執り行う。開催時期及び開催場所は当番世話人が決定し会員に通知する。世話人会は次々期の当番世話人を選出し承認を得る。

第六章 運 営

第12条 事務局は本会の運営に関する会務（庶務、財務、渉外、学術等）を総括し、世話人と協議し本会を運営する。

第13条 世話人会は5条に示す事業を行うにあたり、その遂行のために各種委員会を設置することができる。

第14条 世話人会にて共催者を設定することが出来る。また申し出により共催者は辞退することが出来る。

第15条 会則は世話人会で協議の上、変更することが出来る。

第七章 運営費

第16条 本研究会の運営は、本会参加者の参加費及び共催者の運営費で運営される。

第八章 会 費

第17条 学術集会への参加を希望するものは、参加費 3000 円を徴収する。

なお、会費の変更、中断・再開の際には世話人会にて審議するものとする。

第18条 会計年度は4月から翌年3月までとする。

第九章 付則

第19条 本会の開催期間は5年間とし見直す。

第20条 本会の会則は平成20年10月5日より発効する。

平成22年9月17日改定

平成23年10月22日改定

平成24年9月15日改定

以上